

半 期 報 告 書

(第63期中) 自 平成17年4月1日
至 平成17年9月30日

ニッセイ同和損害保険株式会社

(551009)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	2
3. 関係会社の状況	2
4. 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1. 業績等の概要	3
2. 保険引受の状況	4
3. 対処すべき課題	7
4. 経営上の重要な契約等	7
5. 研究開発活動	7
第3 設備の状況	8
1. 主要な設備の状況	8
2. 設備の新設、除却等の計画	8
第4 提出会社の状況	9
1. 株式等の状況	9
(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) 発行済株式総数、資本金等の状況	9
(4) 大株主の状況	10
(5) 議決権の状況	10
2. 株価の推移	11
3. 役員の状況	11
第5 経理の状況	12
中間財務諸表等	13
(1) 中間財務諸表	13
(2) その他	35
第6 提出会社の参考情報	36
第二部 提出会社の保証会社等の情報	37

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成17年12月26日
【中間会計期間】	第63期中（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）
【会社名】	ニッセイ同和損害保険株式会社
【英訳名】	Nissay Dowa General Insurance Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 須藤 秀一郎
【本店の所在の場所】	大阪市北区西天満四丁目15番10号
【電話番号】	大阪（6363）1121（大代表）
【事務連絡者氏名】	総務部文書グループ長 森口 泰男
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区明石町8番1号
【電話番号】	東京（3542）5511（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理部主計グループ長 斎藤 光孝
【縦覧に供する場所】	当社東京本社 （東京都中央区明石町8番1号） 当社横浜支店 （横浜市中区本町五丁目48番地） 当社名古屋支店 （名古屋市西区名駅二丁目22番9号） 当社神戸支店 （神戸市中央区明石町19番地） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第61期中	第62期中	第63期中	第61期	第62期	
会計期間	自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	
正味収入保険料 (対前期増減率)	(百万円) (%)	158,695 (7.21)	158,118 (△0.36)	159,308 (0.75)	322,365 (4.56)	321,827 (△0.17)
経常利益 (対前期増減率)	(百万円) (%)	9,630 (210.39)	4,218 (△56.19)	10,752 (154.86)	9,209 (-)	10,780 (17.06)
中間(当期)純利益 (対前期増減率)	(百万円) (%)	4,135 (14.56)	791 (△80.85)	4,658 (488.31)	5,557 (-)	5,044 (△9.24)
正味損害率	(%)	55.30	58.95	57.65	55.48	66.81
正味事業費率	(%)	36.15	34.72	31.98	34.56	33.51
利息及び配当金収入 (対前期増減率)	(百万円) (%)	10,239 (△6.68)	10,063 (△1.71)	10,772 (7.05)	19,800 (△4.40)	19,113 (△3.47)
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (発行済株式総数)	(百万円) (千株)	47,328 (410,055)	47,328 (410,055)	47,328 (400,055)	47,328 (410,055)	47,328 (400,055)
純資産額	(百万円)	237,535	260,180	320,312	280,614	278,513
総資産額	(百万円)	1,173,302	1,213,800	1,275,271	1,221,304	1,211,719
1株当たり純資産額	(円)	608.49	674.37	843.00	724.68	727.25
1株当たり中間(当期)純利益	(円)	10.41	2.04	12.23	14.13	13.07
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	(円)	-	-	-	-	-
1株当たり中間(年間)配当額	(円)	-	-	-	7.00	7.00
自己資本比率	(%)	20.25	21.44	25.12	22.98	22.98
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	9,500	6,630	7,608	10,628	△23,230
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△38,841	3,738	2,157	△10,103	4,572
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△6,511	△3,530	△4,296	△7,997	△5,081
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	(百万円)	42,852	78,069	52,924	71,225	47,483
従業員数	(人)	4,489	4,270	3,984	4,400	4,196

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成していないので、最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

3. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、重要性に乏しいため記載を省略しております。

5. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成17年9月30日現在

従業員数（人）	3,984
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、使用人兼務取締役、退職者及び臨時雇を含んでおりません。

(2) 労働組合の状況

① 名称、組合員数

平成17年9月30日現在

名称	組合員数（人）
ニッセイ同和損害保険労働組合	3,387
全日本損害保険労働組合同和支部	2

② 労使間の状況

労使間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、民間設備投資の増加・企業収益の改善・個人消費の増加などにより、雇用情勢には若干の厳しさが残ったものの、緩やかな回復基調を示しました。

損害保険業界におきましては、このような経済動向を反映して保険料収入が安定した伸びを示すとともに、大規模な自然災害の発生が前中間会計期間に比べ少なかったことなどにより、保険引受利益をはじめとする収支面も改善傾向となりました。

このような情勢のなか、当社は、「顧客第一」「共創」「チャレンジ精神」を行動指針とする経営理念のもと、中期経営計画「新世紀へのブレイク・スルー（『急』章）」の最終年度として、業容の拡大と経営基盤の強化に取り組むとともに、「営業構造改革」の推進により生産性の向上に努めてまいりました。

営業体制につきましては、お客さまの利便性向上と環境変化への対応を一層図るため、営業拠点体制の見直しを行うとともに、「最強の総合保険グループ」としての地位をより確かなものとするよう、日本生命保険相互会社との共同取組体制をさらに強化してまいりました。

商品面におきましては、台風による風災や水災などの自然災害に対する補償を厚くした中小企業向け補償充実型火災保険「ビジネスプラス」を発売、業界初のオプション特約を含んだ充実した補償内容と、簡便な手続きを特長とする中小建設事業者向け賠償責任保険「建設安心名人」を発売するなど積極的な商品開発に努めました。

お客さまサービス面におきましても、多様化する海外旅行者のニーズに応えるため、海外旅行傷害保険の付帯サービスとして、「世界どこでも保険金支払（治療費用の現地支払サービス）」「日本どこでも引取サービス（スーツケース引取・修理・お届けサービス）」の提供を開始いたしました。

また、完全施行された「個人情報保護法」への対応も、システム面を含め着実に実施してまいりました。さらに、従来より経営方針の柱として掲げております「地球環境保護」につきましては、本年8月より「クールビズ（新服装基準）」を導入し、消費電力の削減を通じた地球温暖化防止の取組を推進いたしました。

このほか、自然災害に対する義援金を募るなど、社会貢献活動にも努めました。

このような施策を展開いたしました結果、経常収益につきましては、保険引受収益が1,792億円、資産運用収益が145億円、その他経常収益が4億円となり、前中間会計期間に比べ95億円減少して1,942億円となりました。

一方、経常費用につきましては、保険引受費用が1,554億円、資産運用費用が20億円、営業費及び一般管理費が256億円、その他経常費用が2億円となり、前中間会計期間に比べ160億円減少して1,835億円となりました。

この結果、経常利益は前中間会計期間に比べ65億円増加して107億円となりました。

これに特別損益、法人税及び住民税並びに法人税等調整額を加減した中間純利益は46億円となり、前中間会計期間に比べ38億円増加いたしました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、法人税等の支払が増加したものの、事業費の削減、利息及び配当金の受取額が増加したことにより、前中間会計期間に比べ9億円増加し、76億円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却・償還による収入の増加があったものの、貸付金の回収による収入が減少したことにより、前中間会計期間末に比べ15億円減少し、21億円の収入となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得による支出が増加したことから、前中間会計期間に比べ7億円減少し、42億円の支出となりました。

これらの結果、当中間会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前中間会計期間末と比べ251億円減少し、529億円となりました。

2【保険引受の状況】

(1) 保険引受利益

区分	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日) (百万円)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日) (百万円)	対前期増減(△)額 (百万円)
保険引受収益	180,060	179,255	△804
保険引受費用	165,433	155,452	△9,981
営業費及び一般管理費	26,816	23,379	△3,437
その他収支	273	376	102
保険引受利益 (△は保険引受損失)	△11,917	800	12,717

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、中間損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。

2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などであります。

(2) 保険料及び保険金一覧表

	種目	正味収入 保険料 (百万円)	構成比 (%)	対前期 増減(△)率 (%)	正味支払 保険金 (百万円)	構成比 (%)	正味損害率 (%)
前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	火災	20,398	12.90	△5.84	8,837	10.47	45.34
	海上	2,237	1.41	5.01	1,288	1.53	61.32
	傷害	15,020	9.50	△0.46	5,615	6.65	42.74
	自動車	80,271	50.77	0.41	48,427	57.36	67.30
	自動車損害賠償責任	21,825	13.80	2.09	11,072	13.11	56.77
	その他	18,366	11.62	△0.66	9,184	10.88	53.10
	計	158,118	100.00	△0.36	84,426	100.00	58.95
当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	火災	22,015	13.82	7.93	8,693	10.29	40.80
	海上	2,164	1.36	△3.26	1,287	1.52	62.53
	傷害	15,150	9.51	0.86	5,807	6.87	42.63
	自動車	79,903	50.16	△0.46	45,946	54.39	63.44
	自動車損害賠償責任	21,100	13.24	△3.32	13,368	15.83	69.07
	その他	18,974	11.91	3.31	9,378	11.10	51.56
	計	159,308	100.00	0.75	84,482	100.00	57.65

(3) 元受正味保険料（含む収入積立保険料）

	種目	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前期増減(△)率 (%)
前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	火災	30,624	16.34	△1.98
	海上	2,822	1.51	4.14
	傷害	28,122	15.01	△2.19
	自動車	80,255	42.82	0.59
	自動車損害賠償責任	22,501	12.01	△0.53
	その他	23,078	12.31	△3.32
	計 (うち収入積立保険料)	187,406 (17,075)	100.00 (9.11)	△0.84 (△5.06)
当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	火災	33,194	17.81	8.39
	海上	2,928	1.57	3.76
	傷害	26,971	14.48	△4.09
	自動車	79,898	42.88	△0.45
	自動車損害賠償責任	21,201	11.38	△5.78
	その他	22,137	11.88	△4.08
	計 (うち収入積立保険料)	186,332 (15,360)	100.00 (8.24)	△0.57 (△10.04)

(注) 元受正味保険料（含む収入積立保険料）とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものであります。（積立型保険の積立保険料を含む。）

(4) ソルベンシー・マージン比率

	前中間会計期間末 (平成16年9月30日現在) (百万円)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日現在) (百万円)
(A) ソルベンシー・マージン総額	477,438	562,661
資本の部合計(社外流出予定額、繰延資産及びその他有価証券評価差額金を除く)	154,319	157,386
価格変動準備金	4,850	5,439
異常危険準備金	124,345	123,999
一般貸倒引当金	291	171
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	149,217	229,652
土地の含み損益	4,826	5,461
負債性資本調達手段等	—	—
控除項目	—	—
その他	39,588	40,549
(B) リスクの合計額	73,933	101,213
$\sqrt{R_1^2 + (R_2 + R_3)^2} + R_4 + R_5$		
一般保険リスク (R ₁)	16,934	17,647
予定利率リスク (R ₂)	662	638
資産運用リスク (R ₃)	40,152	48,964
経営管理リスク (R ₄)	1,715	2,270
巨大災害リスク (R ₅)	28,028	46,293
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / { (B) × 1/2 }] × 100	1,291.5%	1,111.8%

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

なお、当中間会計期間から保険業法施行規則等の改正によりソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されております。このため、前中間会計期間末と当中間会計期間末の数値はそれぞれ異なる基準によって算出されております。

<ソルベンシー・マージン比率>

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険 : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険(一般保険リスク)を除く。)
 - ② 予定利率上の危険 : 積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険(予定利率リスク)

- ③ 資産運用上の危険 : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の前測を超えて変動することにより発生し得る危険
(資産運用リスク) 等
- ④ 経営管理上の危険 : 業務の運営上通常の前測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの
(経営管理リスク)
- ⑤ 巨大災害に係る危険 : 通常の前測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
(巨大災害リスク)

・「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の資本、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

なお、既に当社ホームページ等でご報告しておりますとおり、過去に保険金をお支払いしたご契約のうち、付随してお支払いできる費用保険金等のお支払いが完了していない事案が一部あることが判明し、本年11月に保険業法に基づく業務改善命令を受けました。ご契約者及び関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、今回の命令を厳粛に受け止め、二度とこのような事態を招かぬよう早急に業務改善計画を策定し、再発防止に向けて全社を挙げて取り組んでまいります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

(2) 前事業年度末において計画中であった横浜支店ビルの改修については、平成17年8月31日に完了いたしました。

(3) 当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の売却の計画は次のとおりであります。

設備名	所在地	内容	期末帳簿価額 (百万円)	売却の予定時期
南箱根研修所	静岡県 田方郡函南町	土地・建物売却	208	平成17年6月

(注) 南箱根研修所については、当中間会計期間中に計画し、当中間会計期間中に売却いたしました。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	690,000,000
計	690,000,000

(注) 1. 「株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる」旨定款に定めております。

2. 定款記載の「会社が発行する株式の総数」は700,000,000株となっておりますが、当中間会計期間の末日までに株式10,000,000株を消却しております。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成17年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成17年12月26日)	上場証券取引所名	内容
普通株式	400,055,814	400,055,814	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	—
計	400,055,814	400,055,814	—	—

(注) 福岡証券取引所及び札幌証券取引所については、上場廃止の申請を行い、それぞれ平成17年11月6日に上場廃止となりました。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成17年4月1日～ 平成17年9月30日	—	400,055	—	47,328	—	40,303

(4) 【大株主の状況】

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	137,288	34.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	21,423	5.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	18,915	4.73
株式会社クボタ	大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号	8,336	2.08
株式会社八十二銀行	長野県長野市大字中御所字岡田178番地8	6,267	1.57
信越化学工業株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号	5,904	1.48
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	5,853	1.46
株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194番地	5,086	1.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・株式会社池田銀行口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	4,990	1.25
ザ チューズマンハッタンバンク エヌエイ ロンドン (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	4,111	1.03
計	—	218,176	54.54

(注) 上記のほか、当社は自己株式を20,091千株保有しております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成17年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 20,091,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 378,422,000	378,422	—
単元未満株式	普通株式 1,542,814	—	一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	400,055,814	—	—
総株主の議決権	—	378,422	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が19,000株(議決権の数19個)含まれております。

②【自己株式等】

平成17年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ニッセイ同和損害保険株式会社	大阪市北区西天満四丁目15番10号	20,091,000	—	20,091,000	5.02
計	—	20,091,000	—	20,091,000	5.02

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	570	556	577	579	648	698
最低(円)	515	507	533	553	540	575

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。

ただし、前中間会計期間（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）及び当中間会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、経常収益等から見て、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、経常収益基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.44%
経常収益基準	2.16%
利益基準	0.64%
利益剰余金基準	1.54%

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日現在)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)		前事業年度末の 要約貸借対照表 (平成17年3月31日現在)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金及び預貯金		31,038	2.56	37,188	2.92	32,901	2.72
コールローン		50,700	4.18	17,400	1.36	16,300	1.34
買入金銭債権		50	0.00	50	0.00	50	0.00
有価証券	※2 ※6	915,928	75.46	1,023,632	80.27	949,355	78.35
貸付金	※3	79,153	6.52	68,719	5.39	73,333	6.05
不動産及び動産	※1	62,090	5.12	62,646	4.91	65,654	5.42
その他資産		69,025	5.69	67,182	5.27	75,731	6.25
繰延税金資産		7,683	0.63	—	—	—	—
貸倒引当金		△1,784	△0.15	△1,542	△0.12	△1,600	△0.13
投資損失引当金		△84	△0.01	△4	△0.00	△6	△0.00
資産の部合計		1,213,800	100.00	1,275,271	100.00	1,211,719	100.00
(負債の部)							
保険契約準備金		904,309	74.50	883,767	69.30	880,368	72.65
支払備金	※4	(95,843)		(90,735)		(90,074)	
責任準備金	※5	(808,465)		(793,031)		(790,294)	
その他負債	※2	29,049	2.39	29,913	2.34	34,383	2.84
退職給付引当金		11,635	0.96	11,638	0.91	10,641	0.88
賞与引当金		3,775	0.31	134	0.01	1,155	0.10
特別法上の準備金		4,850	0.40	5,439	0.43	5,147	0.43
価格変動準備金		(4,850)		(5,439)		(5,147)	
繰延税金負債		—	—	24,065	1.89	1,509	0.12
負債の部合計		953,620	78.56	954,959	74.88	933,205	77.02
(資本の部)							
資本金		47,328	3.90	47,328	3.71	47,328	3.90
資本剰余金		40,303	3.32	40,304	3.16	40,304	3.33
資本準備金		(40,303)		(40,303)		(40,303)	
その他資本剰余金		(0)		(0)		(0)	
(自己株式処分差益)		((0))		((0))		((0))	
利益剰余金		77,416	6.38	79,113	6.20	77,136	6.36
利益準備金		(7,492)		(7,492)		(7,492)	
任意積立金		(65,122)		(62,129)		(65,122)	
中間(当期)未処分利益		(4,800)		(9,491)		(4,520)	
その他有価証券評価差額金		105,861	8.72	162,925	12.78	121,491	10.03
自己株式		△10,730	△0.88	△9,360	△0.73	△7,747	△0.64
資本の部合計		260,180	21.44	320,312	25.12	278,513	22.98
負債及び資本の部合計		1,213,800	100.00	1,275,271	100.00	1,211,719	100.00

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常損益の部							
経常収益		203,809	100.00	194,260	100.00	417,176	100.00
保険引受収益		180,060	88.35	179,255	92.28	378,137	90.64
(うち正味収入保険料)	※1	(158,118)		(159,308)		(321,827)	
(うち収入積立保険料)		(17,075)		(15,360)		(35,455)	
(うち積立保険料等運用益)		(4,769)		(4,558)		(9,463)	
(うち責任準備金戻入額)		(—)		(—)		(11,383)	
資産運用収益		23,243	11.40	14,553	7.49	37,874	9.08
(うち利息及び配当金収入)	※6	(10,063)		(10,772)		(19,113)	
(うち売買目的有価証券運用益)		(—)		(791)		(—)	
(うち有価証券売却益)		(17,588)		(7,451)		(27,820)	
(うち積立保険料等運用益振替)		(△4,769)		(△4,558)		(△9,463)	
その他経常収益		506	0.25	451	0.23	1,164	0.28
経常費用		199,590	97.93	183,508	94.46	406,396	97.42
保険引受費用		165,433	81.17	155,452	80.02	344,675	82.62
(うち正味支払保険金)	※2	(84,426)		(84,482)		(199,453)	
(うち損害調査費)		(8,781)		(7,362)		(15,559)	
(うち諸手数料及び集金費)	※3	(28,075)		(27,571)		(57,132)	
(うち満期返戻金)		(29,880)		(32,537)		(70,758)	
(うち支払備金繰入額)	※4	(7,396)		(661)		(1,627)	
(うち責任準備金繰入額)	※5	(6,787)		(2,736)		(—)	
資産運用費用		4,534	2.22	2,099	1.08	5,790	1.39
(うち有価証券売却損)		(846)		(504)		(2,665)	
(うち有価証券評価損)		(60)		(209)		(159)	
営業費及び一般管理費		29,242	14.35	25,689	13.22	55,309	13.26
その他経常費用		380	0.19	266	0.14	620	0.15
(うち支払利息)		(0)		(0)		(0)	
経常利益		4,218	2.07	10,752	5.54	10,780	2.58
特別損益の部							
特別利益		43	0.02	70	0.04	167	0.04
特別損失	※8 ※9	3,474	1.70	4,405	2.27	3,895	0.93
(うち特別法上の準備金繰入額)		(281)		(292)		(577)	
((価格変動準備金))		((281))		((292))		((577))	
税引前中間(当期)純利益		788	0.39	6,417	3.30	7,053	1.69
法人税及び住民税		2,717	1.33	2,661	1.37	4,386	1.05
法人税等調整額		△2,721	△1.34	△902	△0.46	△2,378	△0.57
中間(当期)純利益		791	0.39	4,658	2.40	5,044	1.21
前期繰越利益		4,009		4,833		4,009	
利益による自己株式消却額		—		—		4,533	
中間(当期)未処分利益		4,800		9,491		4,520	

③【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間 (当期) 純利益		788	6,417	7,053
減価償却費		2,097	1,799	4,219
減損損失		—	1,712	—
支払備金の増加額		7,396	661	1,627
責任準備金の増加額		6,787	2,736	△11,383
貸倒引当金の増加額		△44	△57	△228
投資損失引当金の増加額		△50	△1	△128
退職給付引当金の増加額		2,354	996	1,360
賞与引当金の増加額		2,590	△1,021	△29
価格変動準備金の増加額		281	292	577
利息及び配当金収入		△10,063	△10,772	△19,113
有価証券関係損益 (△)		△17,508	△7,373	△25,076
支払利息		0	0	0
為替差損益 (△)		△290	2	△263
不動産動産関係損益 (△)		123	130	123
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増加額		7,313	7,161	1,403
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増加額		△5,651	△2,549	△1,378
その他		1,949	△540	720
小計		△1,927	△403	△40,517
利息及び配当金の受取額		10,264	11,554	19,886
利息の支払額		△0	△0	△0
法人税等の支払額		△1,705	△3,542	△2,598
営業活動によるキャッシュ・フロー		6,630	7,608	△23,230

		前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
Ⅱ. 投資活動によるキャッシュ・フロー				
預貯金の純増加額		1,348	25	3,299
買入金銭債権の売却・償還による収入		99	—	99
有価証券の取得による支出		△102,948	△121,352	△192,825
有価証券の売却・償還による収入		98,180	119,504	186,803
貸付けによる支出		△5,892	△5,824	△10,237
貸付金の回収による収入		13,866	10,438	24,031
Ⅱ①小計 (I + Ⅱ①)		4,654 (11,285)	2,791 (10,400)	11,171 (△12,058)
不動産及び動産の取得による支出		△1,005	△899	△6,889
不動産及び動産の売却による収入		89	265	289
その他		△0	—	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー		3,738	2,157	4,572
Ⅲ. 財務活動によるキャッシュ・フロー				
借入金の返済による支出		△1	△3	△2
自己株式の売却による収入		1	0	4
自己株式の取得による支出		△818	△1,613	△2,372
配当金の支払額		△2,710	△2,680	△2,710
財務活動によるキャッシュ・フロー		△3,530	△4,296	△5,081
Ⅳ. 現金及び現金同等物に係る換算差額		4	△28	△1
Ⅴ. 現金及び現金同等物の増加額		6,844	5,440	△23,741
Ⅵ. 現金及び現金同等物期首残高		71,225	47,483	71,225
Ⅶ. 現金及び現金同等物中間期末(期末)残高		78,069	52,924	47,483

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。</p> <p>(2) 子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>(3) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>(4) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法によっております。</p> <p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p> <p>3. 不動産及び動産の減価償却の方法 不動産及び動産の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 売買目的有価証券の評価は、時価法によっております。なお、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>(5) 同左</p> <p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>3. 不動産及び動産の減価償却の方法 同左</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>(4) 同左</p> <p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>3. 不動産及び動産の減価償却の方法 同左</p>

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間会計期間においては、平成16年6月1日付で厚生労働大臣から認可を受け、退職金・年金制度について、法人税法に準拠する税制適格年金制度から確定給付企業年金法に準拠する確定給付企業年金（規約型）制度への制度改定を行いました。</p> <p>この改定に伴い発生した退職給付債務の多額な減少額（過去勤務債務）は「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）第32項の処理に準じて発生時の損益として処理し、対応する遅延処理項目についても当事業年度の費用として処理しております。</p> <p>また、当事業年度に過年度の遅延処理項目を臨時に処理しております。</p> <p>これらの結果として3,026百万円を特別損失として計上しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>上記のほか、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額2,054百万円を退職給付引当金に含めて計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>役員退職慰労金につきましては、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当中間会計期間より内規に基づく中間会計期間末要支給額を退職給付引当金に含めて計上する方法に変更しております。</p> <p>この変更は、役員退職慰労金を引当計上する会計慣行が定着しつつあることを踏まえ、役員の退職時の費用を在任期間に適正に配分することにより、期間損益の適正化及び財政状態の健全化を図るためのものであります。</p> <p>この変更により、当中間会計期間発生額171百万円は営業費及び一般管理費に計上し、過年度相当額2,079百万円は特別損失として計上しております。</p> <p>この結果、従来の方によった場合と比較して、経常利益は25百万円増加し、税引前中間純利益は2,054百万円減少しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当事業年度においては、平成16年6月1日付で厚生労働大臣から認可を受け、退職金・年金制度について、法人税法に準拠する税制適格年金制度から確定給付企業年金法に準拠する確定給付企業年金（規約型）制度への制度改定を行いました。</p> <p>この改定に伴い発生した退職給付債務の多額な減少額（過去勤務債務）は「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）第32項の処理に準じて発生時の損益として処理し、対応する遅延処理項目についても当事業年度の費用として処理しております。</p> <p>また、当事業年度に過年度の遅延処理項目を臨時に処理しております。</p> <p>これらの結果として3,026百万円を特別損失として計上しております。</p>

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
<p>この処理は、中期経営計画に基づき、合併を契機とした構造変化に対応するため、合併の総仕上げとして抜本的な人事制度改革を実施したことを契機に行うものであり、大幅な減額の会計処理に準じ、かつ、過去の遅延項目もそれを負担する人員構成が大幅に入れ替わったことから実施したものであります。</p> <p>(4) 賞与引当金 従業員の賞与に充てるため、支給見込額基準により計上しております。</p> <p>(5) 価格変動準備金 株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。</p> <p>5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>6. 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>7. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(4) 賞与引当金 従業員の賞与に充てるため、支給見込額基準により計上しております。 (追加情報) 当中間会計期間において、「業績連動型賞与」を導入し、賞与支給対象期間の見直しを行っております。この結果、賞与引当金の引当額は従来の方法によった場合と比較して、3,040百万円減少しております。</p> <p>(5) 価格変動準備金 同左</p> <p>5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左</p> <p>6. 消費税等の会計処理 同左</p> <p>7. リース取引の処理方法 同左</p>	<p>この処理は、中期経営計画に基づき、合併を契機とした構造変化に対応するため、合併の総仕上げとして抜本的な人事制度改革を実施したことを契機に行うものであり、大幅な減額の会計処理に準じ、かつ、過去の遅延項目もそれを負担する人員構成が大幅に入れ替わったことから実施したものであります。</p> <p>(4) 賞与引当金 従業員の賞与に充てるため、支給見込額基準により計上しております。</p> <p>(5) 価格変動準備金 同左</p> <p>5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>6. 消費税等の会計処理 同左</p> <p>7. リース取引の処理方法 同左</p>

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
<p>8. ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法</p> <p>金利変動リスクのヘッジについては、繰延ヘッジの方法によっております。この繰延ヘッジにより、時価評価された金利スワップによる損益は、負債として繰り延べております。</p> <p>また、為替変動リスクのヘッジについては、時価ヘッジの方法によっております。この時価ヘッジにより、ヘッジ対象の外貨建債券の為替変動による損益とヘッジ手段である為替予約取引による損益の純額は金融派生商品費用に計上しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>金利変動リスクのヘッジについては、金利スワップ取引をヘッジ手段とし、変動金利の貸付金の一部をヘッジ対象としております。</p> <p>また、為替変動リスクのヘッジについては、為替予約取引をヘッジ手段とし、外貨建債券の一部をヘッジ対象としております。</p> <p>(3) ヘッジ方針</p> <p>金利の変動に伴う貸付金のキャッシュ・フロー変動リスクと外貨建債券の為替変動リスクを減殺する目的で個別ヘッジによっております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にヘッジ有効性の評価を行っております。</p>	<p>8. ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法</p> <p>金利変動リスクのヘッジについては、繰延ヘッジの方法によっております。この繰延ヘッジにより、時価評価された金利スワップによる損益は、負債として繰り延べております。</p> <p>また、外貨建預金の為替変動リスクのヘッジについては、振当処理を適用しており、その他有価証券の為替変動リスクのヘッジについては、時価ヘッジの方法によっております。この時価ヘッジにより、ヘッジ対象の外貨建債券の為替変動による損益とヘッジ手段である為替予約取引による損益の純額は金融派生商品費用に計上しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>金利変動リスクのヘッジについては、金利スワップ取引をヘッジ手段とし、変動金利の貸付金の一部をヘッジ対象としております。</p> <p>また、為替変動リスクのヘッジについては、為替予約取引をヘッジ手段とし、外貨建の預金及び債券の一部をヘッジ対象としております。</p> <p>(3) ヘッジ方針</p> <p>金利の変動に伴う貸付金のキャッシュ・フロー変動リスクと外貨建の預金及び債券の為替変動リスクを減殺する目的で個別ヘッジによっております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>同左</p>	<p>8. ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法</p> <p>金利変動リスクのヘッジについては、繰延ヘッジの方法によっております。この繰延ヘッジにより、時価評価された金利スワップによる損益は、負債として繰り延べております。</p> <p>また、その他有価証券の為替変動リスクのヘッジについては、時価ヘッジの方法によっております。この時価ヘッジにより、ヘッジ対象の外貨建債券の為替変動による損益とヘッジ手段である為替予約取引による損益の純額は金融派生商品費用に計上しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>金利変動リスクのヘッジについては、金利スワップ取引をヘッジ手段とし、変動金利の貸付金の一部をヘッジ対象としております。</p> <p>また、為替変動リスクのヘッジについては、為替予約取引をヘッジ手段とし、外貨建債券の一部をヘッジ対象としております。</p> <p>(3) ヘッジ方針</p> <p>金利の変動に伴う貸付金のキャッシュ・フロー変動リスクと外貨建債券の為替変動リスクを減殺する目的で個別ヘッジによっております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>同左</p>

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
<p>9. 税効果会計に関する事項 中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している利益処分方式による特別償却準備金、海外投資等損失準備金及び固定資産圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。</p> <p>10. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3か月以内の定期預金等の短期投資からなっております。</p>	<p>9. 税効果会計に関する事項 中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している利益処分方式による特別償却準備金及び固定資産圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。</p> <p>10. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>	<p>9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3か月以内の定期預金等の短期投資からなっております。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
<p>—————</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、税引前中間純利益は1,712百万円減少しております。</p>	<p>—————</p>

表示方法の変更

前中間会計期間	当中間会計期間
<p>(中間貸借対照表)</p> <p>当中間会計期間から保険業法施行規則の改正により中間貸借対照表の様式を改訂し、「その他資本剰余金」の内訳として「自己株式処分差益」を表示しております。なお、前中間会計期間末の「自己株式処分差益」は0百万円であります。</p> <p>(中間損益計算書)</p> <p>当中間会計期間から保険業法施行規則の改正により中間損益計算書の様式を改訂いたしましたが、その主な内容は次のとおりであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「資産運用費用」の内訳として「金銭の信託運用損」を表示しております。なお、前中間会計期間の「金銭の信託運用損」は105百万円であります。 2. 「その他経常費用」の内訳として「支払利息」を表示しております。なお、前中間会計期間の「支払利息」は1百万円であります。 3. 「特別損失」の内訳として「特別法上の準備金繰入額」を表示し、従来の内訳の表示については廃止しております。 	<p>_____</p> <p>_____</p>

注記事項
(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成16年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)	前事業年度末 (平成17年3月31日現在)
<p>※1. 不動産及び動産の減価償却累計額は54,840百万円、圧縮記帳額は5,572百万円であります。</p> <p>※2. 担保に供している資産は有価証券982百万円であります。また、担保付き債務はその他負債に含まれる借入金18百万円であります。</p> <p>※3. (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は10百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 (2) 貸付金のうち、延滞債権額は396百万円であります。 なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>	<p>※1. 不動産及び動産の減価償却累計額は57,012百万円、圧縮記帳額は5,517百万円であります。</p> <p>※2. 担保に供している資産は有価証券2,026百万円であります。また、担保付き債務はその他負債に含まれる借入金13百万円であります。</p> <p>※3. (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は38百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 (2) 貸付金のうち、延滞債権額は240百万円であります。 なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>	<p>※1. 不動産及び動産の減価償却累計額は56,379百万円、圧縮記帳額は5,561百万円であります。</p> <p>※2. 担保に供している資産は有価証券2,052百万円であります。また、担保付き債務はその他負債に含まれる借入金17百万円であります。</p> <p>※3. (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は30百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 (2) 貸付金のうち、延滞債権額は208百万円であります。 なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>

前中間会計期間末 (平成16年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)	前事業年度末 (平成17年3月31日現在)																														
<p>(3) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権に該当するものはありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は203百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(5) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は610百万円であります。</p>	<p>(3) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は0百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権に該当するものはありません。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(5) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は279百万円であります。</p>	<p>(3) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権に該当するものはありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は40百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(5) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は279百万円であります。</p>																														
<p>※4. 支払備金の内訳</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table> <tr> <td>支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)</td> <td style="text-align: right;">97,801</td> </tr> <tr> <td>同上にかかる出再支払備金</td> <td style="text-align: right;">11,201</td> </tr> <tr> <td>差引(イ)</td> <td style="text-align: right;">86,599</td> </tr> <tr> <td>地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)</td> <td style="text-align: right;">9,244</td> </tr> <tr> <td>計(イ+ロ)</td> <td style="text-align: right;">95,843</td> </tr> </table>	支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	97,801	同上にかかる出再支払備金	11,201	差引(イ)	86,599	地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	9,244	計(イ+ロ)	95,843	<p>※4. 支払備金の内訳</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table> <tr> <td>支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)</td> <td style="text-align: right;">94,174</td> </tr> <tr> <td>同上にかかる出再支払備金</td> <td style="text-align: right;">13,181</td> </tr> <tr> <td>差引(イ)</td> <td style="text-align: right;">80,993</td> </tr> <tr> <td>地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)</td> <td style="text-align: right;">9,742</td> </tr> <tr> <td>計(イ+ロ)</td> <td style="text-align: right;">90,735</td> </tr> </table>	支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	94,174	同上にかかる出再支払備金	13,181	差引(イ)	80,993	地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	9,742	計(イ+ロ)	90,735	<p>※4. 支払備金の内訳</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table> <tr> <td>支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)</td> <td style="text-align: right;">93,823</td> </tr> <tr> <td>同上にかかる出再支払備金</td> <td style="text-align: right;">13,943</td> </tr> <tr> <td>差引(イ)</td> <td style="text-align: right;">79,879</td> </tr> <tr> <td>地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)</td> <td style="text-align: right;">10,194</td> </tr> <tr> <td>計(イ+ロ)</td> <td style="text-align: right;">90,074</td> </tr> </table>	支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	93,823	同上にかかる出再支払備金	13,943	差引(イ)	79,879	地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	10,194	計(イ+ロ)	90,074
支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	97,801																															
同上にかかる出再支払備金	11,201																															
差引(イ)	86,599																															
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	9,244																															
計(イ+ロ)	95,843																															
支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	94,174																															
同上にかかる出再支払備金	13,181																															
差引(イ)	80,993																															
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	9,742																															
計(イ+ロ)	90,735																															
支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	93,823																															
同上にかかる出再支払備金	13,943																															
差引(イ)	79,879																															
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	10,194																															
計(イ+ロ)	90,074																															

前中間会計期間末 (平成16年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)	前事業年度末 (平成17年3月31日現在)
※5. 責任準備金の内訳 (百万円) 普通責任準備金(出再 責任準備金控除前) 240,462 同上にかかる出再責任 準備金 17,278 <hr/> 差引(イ) 223,183 その他の責任準備金 (ロ) 585,281 <hr/> 計(イ+ロ) 808,465	※5. 責任準備金の内訳 (百万円) 普通責任準備金(出再 責任準備金控除前) 249,013 同上にかかる出再責任 準備金 15,657 <hr/> 差引(イ) 233,356 その他の責任準備金 (ロ) 559,674 <hr/> 計(イ+ロ) 793,031	※5. 責任準備金の内訳 (百万円) 普通責任準備金(出再 責任準備金控除前) 248,306 同上にかかる出再責任 準備金 18,644 <hr/> 差引(イ) 229,662 その他の責任準備金 (ロ) 560,631 <hr/> 計(イ+ロ) 790,294
※6. 有価証券には消費貸借契約に より貸し付けているものが 2,423百万円含まれておりま す。	※6. 有価証券には消費貸借契約に より貸し付けているものが 1,985百万円含まれておりま す。	※6. 有価証券には消費貸借契約に より貸し付けているものが 2,010百万円含まれておりま す。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
※1. 正味収入保険料の内訳 (百万円) 収入保険料 193,061 支払再保険料 34,942 差引 158,118	※1. 正味収入保険料の内訳 (百万円) 収入保険料 193,552 支払再保険料 34,244 差引 159,308	※1. 正味収入保険料の内訳 (百万円) 収入保険料 392,616 支払再保険料 70,788 差引 321,827
※2. 正味支払保険金の内訳 (百万円) 支払保険金 103,724 回収再保険金 19,298 差引 84,426	※2. 正味支払保険金の内訳 (百万円) 支払保険金 108,243 回収再保険金 23,760 差引 84,482	※2. 正味支払保険金の内訳 (百万円) 支払保険金 244,390 回収再保険金 44,936 差引 199,453
※3. 諸手数料及び集金費の内訳 (百万円) 支払諸手数料及び集金 費 30,869 出再保険手数料 2,794 差引 28,075	※3. 諸手数料及び集金費の内訳 (百万円) 支払諸手数料及び集金 費 30,806 出再保険手数料 3,234 差引 27,571	※3. 諸手数料及び集金費の内訳 (百万円) 支払諸手数料及び集金 費 63,018 出再保険手数料 5,885 差引 57,132
_____	※4. 支払備金繰入額(△は支払備金 戻入額)の内訳 (百万円) 支払備金繰入額(出再 支払備金控除前、 (ロ)に掲げる保険を 除く) 351 同上にかかる出再支払 備金繰入額 △762 差引(イ) 1,113 地震保険および自動車 損害賠償責任保険にか かる支払備金繰入額 (ロ) △452 計(イ+ロ) 661	_____
_____	※5. 責任準備金繰入額(△は責任準 備金戻入額)の内訳 (百万円) 普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除 前) 707 同上にかかる出再責任 準備金繰入額 △2,986 差引(イ) 3,694 その他の責任準備金繰 入額(ロ) △957 計(イ+ロ) 2,736	_____

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月 31日)																																																
<p>※ 6. 利息及び配当金収入の内訳 (百万円)</p> <table border="0"> <tr><td>預貯金利息</td><td>1</td></tr> <tr><td>コールローン利息</td><td>0</td></tr> <tr><td>買入金銭債権利息</td><td>2</td></tr> <tr><td>有価証券利息・配当金</td><td>8,407</td></tr> <tr><td>貸付金利息</td><td>845</td></tr> <tr><td>不動産賃貸料</td><td>715</td></tr> <tr><td>その他利息・配当金</td><td>91</td></tr> <tr><td>計</td><td>10,063</td></tr> </table>	預貯金利息	1	コールローン利息	0	買入金銭債権利息	2	有価証券利息・配当金	8,407	貸付金利息	845	不動産賃貸料	715	その他利息・配当金	91	計	10,063	<p>※ 6. 利息及び配当金収入の内訳 (百万円)</p> <table border="0"> <tr><td>預貯金利息</td><td>23</td></tr> <tr><td>コールローン利息</td><td>0</td></tr> <tr><td>買入金銭債権利息</td><td>1</td></tr> <tr><td>有価証券利息・配当金</td><td>9,434</td></tr> <tr><td>貸付金利息</td><td>684</td></tr> <tr><td>不動産賃貸料</td><td>558</td></tr> <tr><td>その他利息・配当金</td><td>71</td></tr> <tr><td>計</td><td>10,772</td></tr> </table>	預貯金利息	23	コールローン利息	0	買入金銭債権利息	1	有価証券利息・配当金	9,434	貸付金利息	684	不動産賃貸料	558	その他利息・配当金	71	計	10,772	<p>※ 6. 利息及び配当金収入の内訳 (百万円)</p> <table border="0"> <tr><td>預貯金利息</td><td>2</td></tr> <tr><td>コールローン利息</td><td>0</td></tr> <tr><td>買入金銭債権利息</td><td>3</td></tr> <tr><td>有価証券利息・配当金</td><td>16,022</td></tr> <tr><td>貸付金利息</td><td>1,609</td></tr> <tr><td>不動産賃貸料</td><td>1,289</td></tr> <tr><td>その他利息・配当金</td><td>185</td></tr> <tr><td>計</td><td>19,113</td></tr> </table>	預貯金利息	2	コールローン利息	0	買入金銭債権利息	3	有価証券利息・配当金	16,022	貸付金利息	1,609	不動産賃貸料	1,289	その他利息・配当金	185	計	19,113
預貯金利息	1																																																	
コールローン利息	0																																																	
買入金銭債権利息	2																																																	
有価証券利息・配当金	8,407																																																	
貸付金利息	845																																																	
不動産賃貸料	715																																																	
その他利息・配当金	91																																																	
計	10,063																																																	
預貯金利息	23																																																	
コールローン利息	0																																																	
買入金銭債権利息	1																																																	
有価証券利息・配当金	9,434																																																	
貸付金利息	684																																																	
不動産賃貸料	558																																																	
その他利息・配当金	71																																																	
計	10,772																																																	
預貯金利息	2																																																	
コールローン利息	0																																																	
買入金銭債権利息	3																																																	
有価証券利息・配当金	16,022																																																	
貸付金利息	1,609																																																	
不動産賃貸料	1,289																																																	
その他利息・配当金	185																																																	
計	19,113																																																	
<p>7. 時価ヘッジによるヘッジ対象の外貨建債券の為替変動による損益とヘッジ手段である為替予約取引による損益の純額は、金融派生商品費用に計上しております。なお、上記相殺前のヘッジ対象の外貨建債券の為替変動による利益の総額は1,700百万円、ヘッジ手段である為替予約取引による損失の総額は1,884百万円であります。</p>	<p>7. 時価ヘッジによるヘッジ対象の外貨建債券の為替変動による損益とヘッジ手段である為替予約取引による損益の純額は、金融派生商品費用に計上しております。なお、上記相殺前のヘッジ対象の外貨建債券の為替変動による損失の総額は1,454百万円、ヘッジ手段である為替予約取引による利益の総額は1,264百万円であります。</p>	<p>7. 時価ヘッジによるヘッジ対象の外貨建債券の為替変動による損益とヘッジ手段である為替予約取引による損益の純額は、金融派生商品費用に計上しております。なお、上記相殺前のヘッジ対象の外貨建債券の為替変動による利益の総額は2,312百万円、ヘッジ手段である為替予約取引による損失の総額は3,036百万円であります。</p>																																																
<p>※ 8. 特別損失の主なものは、「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載している合併の総仕上げとしての抜本的な人事制度改革を行ったことを契機として行った処理に関する損失3,026百万円であります。</p>	<p>※ 8. 特別損失の主なものは、役員退職慰労引当金繰入額のうち過年度相当額を一時の費用として処理したもの2,079百万円及び減損損失1,712百万円であります。</p>	<p>※ 8. 特別損失の主なものは、「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載している合併の総仕上げとしての抜本的な人事制度改革を行ったことを契機として行った処理に関する損失3,026百万円であります。</p>																																																
	<p>※ 9. 減損損失に関する事項</p> <p>(1) 資産のグルーピングの方法 保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。また、賃貸用不動産等及び遊休不動産等については、個別の物件毎に1つの資産グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 遊休資産のうち、時価が著しく下落しているものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>																																																	

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)																											
	<p>(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳 (百万円)</p> <table border="1" data-bbox="587 409 1002 674"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th rowspan="2">場所</th> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="3">減損損失</th> </tr> <tr> <th>土地</th> <th>建物</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊休資産</td> <td>静岡県駿東郡</td> <td>土地及び建物</td> <td>856</td> <td>817</td> <td>1,674</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>静岡県下田市</td> <td>土地</td> <td>38</td> <td>-</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>895</td> <td>817</td> <td>1,712</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 回収可能価額の算定方法 遊休資産の回収可能価額の算定については、正味売却価額を適用しております。なお、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額を使用しております。</p>	用途	場所	種類	減損損失			土地	建物	計	遊休資産	静岡県駿東郡	土地及び建物	856	817	1,674	遊休資産	静岡県下田市	土地	38	-	38	計			895	817	1,712	
用途	場所				種類	減損損失																							
		土地	建物	計																									
遊休資産	静岡県駿東郡	土地及び建物	856	817	1,674																								
遊休資産	静岡県下田市	土地	38	-	38																								
計			895	817	1,712																								

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)																								
<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成16年 9月30日現在) (百万円)</p> <table data-bbox="164 481 560 667"> <tr><td>現金及び預貯金</td><td>31,038</td></tr> <tr><td>コールローン</td><td>50,700</td></tr> <tr><td>預入期間が3か月を超える定期預金等</td><td>△3,668</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td><u>78,069</u></td></tr> </table> <p>2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。</p>	現金及び預貯金	31,038	コールローン	50,700	預入期間が3か月を超える定期預金等	△3,668	現金及び現金同等物	<u>78,069</u>	<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年 9月30日現在) (百万円)</p> <table data-bbox="598 481 994 667"> <tr><td>現金及び預貯金</td><td>37,188</td></tr> <tr><td>コールローン</td><td>17,400</td></tr> <tr><td>預入期間が3か月を超える定期預金</td><td>△1,664</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td><u>52,924</u></td></tr> </table> <p>2. 同左</p>	現金及び預貯金	37,188	コールローン	17,400	預入期間が3か月を超える定期預金	△1,664	現金及び現金同等物	<u>52,924</u>	<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年 3月31日現在) (百万円)</p> <table data-bbox="1029 481 1425 667"> <tr><td>現金及び預貯金</td><td>32,901</td></tr> <tr><td>コールローン</td><td>16,300</td></tr> <tr><td>預入期間が3か月を超える定期預金</td><td>△1,717</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td><u>47,483</u></td></tr> </table> <p>2. 同左</p>	現金及び預貯金	32,901	コールローン	16,300	預入期間が3か月を超える定期預金	△1,717	現金及び現金同等物	<u>47,483</u>
現金及び預貯金	31,038																									
コールローン	50,700																									
預入期間が3か月を超える定期預金等	△3,668																									
現金及び現金同等物	<u>78,069</u>																									
現金及び預貯金	37,188																									
コールローン	17,400																									
預入期間が3か月を超える定期預金	△1,664																									
現金及び現金同等物	<u>52,924</u>																									
現金及び預貯金	32,901																									
コールローン	16,300																									
預入期間が3か月を超える定期預金	△1,717																									
現金及び現金同等物	<u>47,483</u>																									

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月 31日)																																																						
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="167 517 557 674"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間会計期間末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>175</td> <td>158</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が不動産及び動産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>2. 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table data-bbox="231 974 557 1077"> <tr> <td>1年内</td> <td>16百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>17百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が不動産及び動産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>3. 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table data-bbox="204 1422 557 1487"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>17百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>17百万円</td> </tr> </table> <p>4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)	動産	175	158	17	1年内	16百万円	1年超	0百万円	合計	17百万円	支払リース料	17百万円	減価償却費相当額	17百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="601 517 991 674"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間会計期間末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>26</td> <td>25</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左</p> <p>2. 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table data-bbox="665 974 991 1077"> <tr> <td>1年内</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <p>同左</p> <p>3. 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table data-bbox="636 1422 991 1487"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>5百万円</td> </tr> </table> <p>4. 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)	動産	26	25	0	1年内	0百万円	1年超	-百万円	合計	0百万円	支払リース料	5百万円	減価償却費相当額	5百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="1032 517 1422 674"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>71</td> <td>64</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>2. 未経過リース料期末残高相当額</p> <table data-bbox="1096 974 1422 1077"> <tr> <td>1年内</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>3. 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table data-bbox="1067 1422 1422 1487"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>28百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>28百万円</td> </tr> </table> <p>4. 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	動産	71	64	6	1年内	6百万円	1年超	-百万円	合計	6百万円	支払リース料	28百万円	減価償却費相当額	28百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)																																																					
動産	175	158	17																																																					
1年内	16百万円																																																							
1年超	0百万円																																																							
合計	17百万円																																																							
支払リース料	17百万円																																																							
減価償却費相当額	17百万円																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)																																																					
動産	26	25	0																																																					
1年内	0百万円																																																							
1年超	-百万円																																																							
合計	0百万円																																																							
支払リース料	5百万円																																																							
減価償却費相当額	5百万円																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																					
動産	71	64	6																																																					
1年内	6百万円																																																							
1年超	-百万円																																																							
合計	6百万円																																																							
支払リース料	28百万円																																																							
減価償却費相当額	28百万円																																																							

(有価証券関係)

有価証券

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

前中間会計期間末（平成16年9月30日現在）、当中間会計期間末（平成17年9月30日現在）及び前事業年度末（平成17年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末（平成16年9月30日現在）、当中間会計期間末（平成17年9月30日現在）及び前事業年度末（平成17年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの

種類	前中間会計期間末 (平成16年9月30日現在)			当中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)			前事業年度末 (平成17年3月31日現在)		
	取得原価 (百万円)	中間貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	327,785	330,738	2,952	348,821	350,755	1,933	336,351	341,570	5,219
株式	178,782	340,268	161,485	183,828	434,330	250,502	182,051	364,611	182,559
外国証券	219,682	220,904	1,222	210,626	213,118	2,492	214,308	216,490	2,182
その他	7,253	7,565	311	5,533	5,941	407	10,074	10,578	503
合計	733,504	899,477	165,972	748,809	1,004,145	255,335	742,785	933,250	190,464

前中間会計期間末 (平成16年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)	前事業年度末 (平成17年3月31日現在)
1. 中間貸借対照表において現金及び預貯金として処理されている譲渡性預金を「その他」に含めております。 _____	1. 同左 _____	1. 貸借対照表において現金及び預貯金として処理されている譲渡性預金を「その他」に含めております。 2. その他有価証券で時価のあるものについて1百万円の減損処理を行っております。なお、当該有価証券の減損にあたっては、期末日の時価が取得原価に比べて30%以上下落しているものを全て減損処理の対象としております。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表（貸借対照表）計上額

前中間会計期間末 (平成16年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)	前事業年度末 (平成17年3月31日現在)
(1) 満期保有目的の債券 公社債 929百万円	(1) 満期保有目的の債券 公社債 578百万円	(1) 満期保有目的の債券 公社債 750百万円
(2) 子会社株式及び関連会社株式 株式 162百万円 外国証券 3,070百万円	(2) 子会社株式及び関連会社株式 株式 162百万円 外国証券 3,071百万円	(2) 子会社株式及び関連会社株式 株式 162百万円 外国証券 3,070百万円
(3) その他有価証券 公社債 85百万円 株式 5,675百万円 外国証券 7,872百万円 その他 55百万円	(3) その他有価証券 公社債 4百万円 株式 6,087百万円 外国証券 7,877百万円 その他 54百万円	(3) その他有価証券 公社債 6百万円 株式 5,850百万円 外国証券 7,860百万円 その他 54百万円
(注) 中間貸借対照表において買入金 銭債権として処理されている貸 付債権信託受益権を「その他」 に含めております。	(注) 同左	(注) 貸借対照表において買入金銭債 権として処理されている貸付債 権信託受益権を「その他」に含 めております。

(金銭の信託関係)

金銭の信託

1. 満期保有目的の金銭の信託

前中間会計期間末（平成16年9月30日現在）、当中間会計期間末（平成17年9月30日現在）及び前事業年度末（平成17年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

前中間会計期間末（平成16年9月30日現在）、当中間会計期間末（平成17年9月30日現在）及び前事業年度末（平成17年3月31日現在）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	前中間会計期間末 (平成16年9月30日現在)			当中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)			前事業年度末 (平成17年3月31日現在)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引									
	売建	53,699	55,023	△1,324	3,562	3,945	△383	14,644	15,013	△368
債券	先物取引									
	売建	9,284	9,380	△95	2,545	2,488	56	8,898	8,800	98
その他	天候デリバティブ取引									
	売建	112 (3)	3	0	34 (7)	5	1	132 (7)	4	2
	買建	112 (3)	3	0	33 (5)	5	△0	132 (6)	4	△1
合計		—	—	△1,420	—	—	△325	—	—	△269

前中間会計期間末 (平成16年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)	前事業年度末 (平成17年3月31日現在)
1. ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いております。	1. 同左	1. 同左
2. 「契約額等」欄下段()書きの金額は、契約時のオプション料であります。	2. 同左	2. 同左

(参考) 上記以外で時価ヘッジを適用しているものは以下のとおりであります。

対象物の種類	取引の種類	前中間会計期間末 (平成16年9月30日現在)			当中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)			前事業年度末 (平成17年3月31日現在)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引									
	売建	22,584	24,468	△1,884	64,770	66,542	△1,771	56,349	59,385	△3,036
合計		—	—	△1,884	—	—	△1,771	—	—	△3,036

(持分法損益等)

前中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)、当中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)及び前事業年度(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

重要性に乏しいため記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
1株当たり純資産額 674.37円	1株当たり純資産額 843.00円	1株当たり純資産額 727.25円
1株当たり中間純利益 2.04円	1株当たり中間純利益 12.23円	1株当たり当期純利益 13.07円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	791	4,658	5,044
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	791	4,658	5,044
普通株式の期中平均株式数(千株)	386,367	380,680	385,750

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第62期）（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）平成17年6月29日 関東財務局長に提出
- (2) 有価証券報告書の訂正報告書
平成17年4月26日 関東財務局長に提出
事業年度（第61期）（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。
- (3) 半期報告書の訂正報告書
平成17年4月26日 関東財務局長に提出
（第62期中）（自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日）の半期報告書に係る訂正報告書であります。
- (4) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自 平成17年3月1日 至 平成17年3月31日）平成17年4月14日 関東財務局長に提出
報告期間（自 平成17年4月1日 至 平成17年4月30日）平成17年5月12日 関東財務局長に提出
報告期間（自 平成17年5月1日 至 平成17年5月31日）平成17年6月14日 関東財務局長に提出
報告期間（自 平成17年6月1日 至 平成17年6月30日）平成17年7月13日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月17日

ニッセイ同和損害保険株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 吉益 裕二 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐藤 嘉雄 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッセイ同和損害保険株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第62期事業年度の中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイ同和損害保険株式会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月19日

ニッセイ同和損害保険株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉益 裕二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大竹 新 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッセイ同和損害保険株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第63期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイ同和損害保険株式会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項4. 引当金の計上基準(3)退職給付引当金に記載されているとおり、会社は役員退職慰労金について、従来支出時の費用として処理していたが、当中間会計期間より内規に基づく中間会計期間末要支給額を退職給付引当金に含めて計上する方法に変更している。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間会計期間から固定資産の減損に係る会計基準が適用されることとなったため、この会計基準を適用し中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。